

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月6日（平成30年（行情）諮問第66号）

答申日：平成30年4月17日（平成30年度（行情）答申第11号）

事件名：自閉症の診断をすることができる医療機関名が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「自閉症の診断をすることができる医療機関名がわかる文書（発達障害者支援法上の「自閉症」を診断する場合の医学的判定手続きを含む）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年10月2日付け厚生労働省発総1002第2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年8月2日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「自閉症の診断をすることができる医療機関名がわかる文書（発達障害者支援法上の「自閉症」を診断する場合の医学的判定手続きを含む）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年11月13日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 3 理由

(1) 本件対象行政文書について

本件審査請求は、「自閉症の診断をすることができる医療機関名がわかる文書（発達障害者支援法上の「自閉症」を診断する場合の医学的判定手続きを含む）」に関して行われたものである。

(2) 原処分 of 妥当性について

自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害とされている。（文部科学省HP「発達障害の定義について」より抜粋。）

自閉症が疑われる場合に受診する診療科目としては、一般的には小児科や精神科系統の診療科目が考えられるが、医師であれば診断すること自体は可能であると考えられ、厚生労働省においては、自閉症の診断を行っている医療機関については、把握していない。

また、発達障害者支援法上の「自閉症」を診断する場合の医学的判定手続きとは、診断基準、いわゆる「診療ガイドライン」とされる文書であると考えられる。診療ガイドラインとは、特定の疾病について、科学的根拠に基づき、系統的な手法により作成された推奨を含む文章であって、臨床現場における意思決定の際に、判断材料の一つとして利用されている。

診療ガイドラインは、特定の疾病を専門に扱う各学会等において作成されており、行政機関において作成することはない。

処分庁は、本件審査請求に係る開示請求を受けて、念のため医療機関、自閉症に関係する施策を実施する可能性のある部局（医政局、障害保健福祉部、保険局）に対し、審査請求人が求める文書の有無を確認したが、該当する文書はなかった。

以上により、本件対象行政文書について文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する処分庁の説明は上記3（2）のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年2月6日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年3月22日 審議
- ④ 同年4年13日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「自閉症の診断をすることができる医療機関名がわかる文書（発達障害者支援法上の「自閉症」を診断する場合の医学的判定手続きを含む）」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3(2)）において、以下の旨を説明し、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当であるとする。

ア 自閉症が疑われる場合に受診する診療科目としては、一般的には小児科や精神科系統の診療科目が考えられるが、医師であれば診断すること自体は可能であると考えられ、厚生労働省においては、自閉症の診断を行っている医療機関については、把握していない。

イ また、発達障害者支援法上の「自閉症」を診断する場合の医学的判定手続きとは、診断基準、いわゆる「診療ガイドライン」とされる文書であると考えられる。診療ガイドラインとは、特定の疾病について、科学的根拠に基づき、系統的な手法により作成された推奨を含む文章であって、臨床現場における意思決定の際に、判断材料の一つとして利用されている。

診療ガイドラインは、特定の疾病を専門に扱う各学会等において作成されており、行政機関において作成することはない。

ウ 処分庁は、本件審査請求に係る開示請求を受けて、念のため医療機関及び自閉症に関係する施策を実施する可能性のある部局（医政局、障害保健福祉部、保険局）に対し、審査請求人が求める文書の有無を確認したが、該当する文書はなかった。

(2) 厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然・不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有して

いるとは認められず，妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子